

神奈川県監査委員公表第10号

住民監査請求の監査結果に係る措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定に基づき、住民監査請求の監査結果に係る措置状況について神奈川県知事から通知があったので、その内容を公表する。

平成20年7月8日

神奈川県監査委員 石田 稔
同 高岡 香

- 1 請求人の氏名及び住所
略
- 2 請求の受理
平成20年1月8日
- 3 監査の結果及びその公表
神奈川県知事に対する勧告
平成20年3月31日付け神奈川県監査委員公表第1号
- 4 勧告内容及びその措置状況

勧告内容	措置状況
<p>平成15年5月から平成19年3月までの政務調査費に係る請求について、一部管理を怠る事実が認められたことから、知事は、別表1及び別表2に記載した返還所要額について、政務調査費の交付対象とした会派及び議員に対し返還請求を行うなど必要な措置を、平成20年6月30日までに講じられたい。</p> <p>なお、今後、合理的な事情により、会派及び議員から証拠書類等の追加提出等があった場合は、別表3の監査基準を参考に審査を行い、監査委員に通知の上、返還所要額の減額等を行われたい。</p>	<p>住民監査請求に基づく監査結果において、返還請求を行うよう知事が勧告を受けた、政務調査費の交付対象とした11会派4議員（返還所要額86,007,037円）のうち、本日までに、10会派2議員については、政務調査費収支報告書を修正の上、83,673,134円が県に返還された。 （返還された額については、別表のとおり）</p> <p>返還がなされなかった1会派、2議員に係る返還所要額（市民の党 1,147,858円、福田泰子元議員 583,554円、山本裕子議員 784,018円）については、会派・議員に対し、平成20年6月30日付けで返還を請求した。</p>

政務調査費の住民監査結果における指摘額と返還額の一覧

○平成20年6月30日

(単位：円)

区 分	金 額 (上段は指摘額、下段は返還額)
自由民主党神奈川県議会議員団	44,334,059 ----- 44,334,059
民主党・かながわクラブ（刷新の会） 神奈川県議会議員団	19,324,484 ----- 19,324,484
県政21・県民の会神奈川県議会議員団	9,453,579 ----- 9,453,579
公明党神奈川県議会議員団	7,932,622 ----- 7,932,622
福田泰子	583,554 ----- —
山本裕子	784,018 ----- —
仙田みどり	836,476 ----- 836,476
齋藤健夫	178,500 ----- 178,500
日本共産党神奈川県議会議員団	394,037 ----- ※ 575,564
市民の党	1,147,858 ----- —
社会民主党	624,446 ----- 624,446
無所属の会（松崎淳）	9,300 ----- 9,300
愛甲クラブ（馬場学郎）	3,654 ----- 3,654
山百合クラブ（小川久仁子）	10,400 ----- 10,400
神奈川（大木哲）	390,050 ----- 390,050
合 計	86,007,037 ----- 83,673,134

- ・ 太枠内は、返還所要額が返還されていない会派・議員
- ・ ※印は精査して自主返還した金額